

番号：160640

国名：ミャンマー

担当：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：シャン州北部地域における麻薬撲滅に向けた農村開発プロジェクト中間レビュー調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年10月中旬から2016年12月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50MM、現地 0.70M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	21日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：9月21日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約 (単独型) (2014年4月以降契約)>業務実施契約 (単独型) 簡易プロポーザルの電子提出について)
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年10月4日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	8点
②業務実施上のバックアップ体制等	2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	45点
②対象国又は同類似地域での業務経験	9点
③語学力	18点
④その他学位、資格等	18点
- (計100点)

類似業務	農業・農村開発分野における各種評価調査
対象国／類似地域	ミャンマー／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

シャン州北部地域（旧北シャン州）は麻薬の原料となるケシ栽培で世界的に知られる「ゴールデンライアングル」の一角に位置し、様々な反政府少数民族グループによって長年にわたりケシ栽培が行われてきた。ミャンマー政府は1989年からこれらグループとの停戦・和平合意交渉を行い、同時に麻薬撲滅に対する同意を取り付け、1999年から「麻薬撲滅15ヵ年計画」（1999年～2014年）を開始した。ミャンマー政府の努力に加え、我が国の代替作物導入に関する技術協力ならびに国際社会の支援もあり、ケシ栽培は撲滅にむけて進展を示してきた。しかし急激なケシ栽培撲滅を行ったラオカイ県（旧コーカン特別区）では、代替作物導入が追いつかず、収入源を喪失した農家の間で深刻な貧困状況が発生した。

同状況を踏まえ、我が国は2005年からラオカイ県に協力を集中させた「コーカン特別区麻薬対策・貧困削減プロジェクト（以下、コーカンプロジェクト）（2005年～2011年）」を立ち上げ、緊急支援を行うとともに、ケシ撲滅後の貧困削減活動を実施。2011年3月のプロジェクト終了までに一定の成果を挙げ、ラオカイ県はケシ撲滅状態をほぼ維持している。

一方、国連薬物犯罪事務所（United Nations Office on Drugs and Crime, UNODC）報告（2011年）によれば、ラオカイ県以外のシャン州北部地域は、ケシ栽培が一旦は撲滅に近いレベルまで達したものの、近年は増加の兆しを示している。同地域の農家の多くは、所有農地規模は小さい一方で、農業資材（化学肥料）の投入率は同国平均に比べ高く、借金して資材投入を行っている。しかし適切な利用技術が普及していないこともあり生産性は低く、貧困から抜け出せない状態に陥っている（国連世界食糧計画（World Food Program, WFP）、2010年）。現状の貧困が継続すれば、人道上的問題のみならず、ケシ栽培の再開と増加につながり、さらに、地域経済格差の拡がり、沈黙化しつつある少数民族と中央政府との対立を再燃させる危険を孕んでいる。こうした点から、まずは当該地域における食糧生産と収入の安定が望まれている。

これら背景から、JICAは、ミャンマー政府の要請に基づき2014年5月から2019年5月までの予定で、シャン州北部地域の3県において、農家の生活環境と生計に関する現状を把握し、農家や市場ニーズに基づき同定された代替作物／品種を普及し、かつ農外収入源確保のためのパイロット活動を通じ、農家の生計手段の多様化を図り、もって、同地域のケシ撲滅状態維持に寄与することを目的とした「シャン州北部地域における麻薬撲滅に向けた農村開発プロジェクト」（以下、本プロジェクト）を実施している。本プロジェクトは、ミャンマー国国境省国境地域少数民族開発局（PBANRD）をカウンターパート（以下、C/P）機関、農業畜産灌漑省農業局（DOA）、農業研究

局（DAR）を協力機関として、現在、5名の長期専門家（チーフアドバイザー、農業普及／研修、営農技術、農村開発、業務調整／広報）の体制で事業実施中である（うち農村開発専門家（後半）は2016年9月に赴任予定）。

2015年2月にコーカン地区で発生した反政府勢力と政府軍の武力衝突の影響を受け、2015年2月以降、プロジェクトは、活動範囲を当初設定したモデルサイトから大幅に縮小し、ラシオ以南の幹線道路沿いを中心に活動を行っている。これにともない、活動の手法も、当初想定した“専門家が遠隔地のモデルサイトで住民に対する直接的な技術指導を行いつつ、C/PにOJTの機会を提供し、C/Pの育成を図る”モデルから、“活動可能な地域においてC/Pを座学やモデルビレッジ等において育成し、遠隔地のサイトにおいてはC/Pのみで住民にサービスの提供を行う”手法に変更している。しかし、これら活動を通じて当初予定していたプロジェクト目標の達成を行うことが可能か、客観的な視点で見直し、必要に応じて案件の枠組みを変更する必要がある。

今回の中間レビュー調査では、プロジェクト協力期間の中間時点となる2016年11月に、既存PDM及び活動計画に基づき、プロジェクトの投入実績、活動実績、計画達成度を調査・確認し、問題点を整理するとともに、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から、プロジェクトチーム、ミャンマー側関係者とともに、本プロジェクトの中間レビューを実施し、プロジェクトの残り期間の課題及び今後の方向性について確認し、合同中間レビュー報告書に取りまとめ、合意することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。これら分析結果に基づきプロジェクトの残り期間の課題及び今後の協力の方向性について確認し、合同中間レビュー報告書（案）を作成する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2016年10月中旬～11月上旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P機関、その他ミャンマー側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成する。
- ④国内で収集可能なデータを整理・分析し、それらの現時点の既存情報に基づき、評価の記入作業を予備的に行う。
- ⑤対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2016年11月上旬～11月下旬)

- ① 合同評価委員のミャンマー側関係者及び本プロジェクト C/P 等に対して、本中間レビュー調査の評価手法について説明を行う。
- ② 事前に配布した質問票を回収、整理するとともに本プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績 (投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ③ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ④ 国内準備並びに上記調査で得られた結果をもとに、他の調査団員及びミャンマー側 C/P 等とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、合同中間レビュー報告書 (案) (英文) の取りまとめを行う。
- ⑤ 調査結果や他団員及びミャンマー側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案 (和文・英文) の取りまとめに協力する。
- ⑥ 合同中間レビュー報告書 (案) (英文) に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版の作成に協力する。
- ⑦ 協議議事録 (M/M) (英文) の作成に協力する。
- ⑧ 現地調査結果の JICA ミャンマー事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間 (2016年11月下旬～12月中旬)

- ① 評価調査結果要約表 (案) (和文・英文) を作成する。
- ② 帰国報告会に出席する。
- ③ 本調査団の調査結果について、担当分野に係る中間レビュー調査報告書 (案) を作成し、JICA 農村開発部に提出する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は (1) ～ (3) のすべてとする。

- (1) 合同中間レビュー報告書 (英文)
- (2) 担当分野に係る中間レビュー調査報告書 (案) (和文)
- (3) 評価調査結果要約表 (案) (和文・英文)

上記 (1) ～ (3) については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。

航空経路は、往路は、日本⇒バンコク⇒ネピドーを、復路は、ヤンゴン⇒バンコク⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年11月6日～2016年11月26日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間程度先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 代替開発 (JICA)

ウ) 協力企画 (JICA)

エ) 評価分析 (コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAミャンマー事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

なし

ウ) 現地交通

・ 全行程に対する移動車両の提供 (JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

・ 国内航空券

エ) 通訳備上

必要に応じて英語⇄ミャンマー語の通訳を提供予定

オ) 現地日程のアレンジ

JICA職員等の調査期間についてはJICAがアレンジしますが、それ以外についてはプロジェクト専門家の支援を得つつコンサルタントがアレンジします (必要に応じてミャンマー事務所が支援します)。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料をJICA農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム (TEL:03-5226-8461) にて配布します。

・ プロジェクト事業進捗報告書

・ 2016年8月第二回国内支援委員会配布資料

・ 現地調査日程案

②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイト

(<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

・ ミャンマー連邦共和国 シャン州北部地域における麻薬撲滅に向けた農村開発プロジェクト 詳細計画策定調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014841.html>

・ミャンマー連邦共和国 シャン州北部地域における麻薬撲滅に向けた農村開発プロジェクト ベースライン調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014842.html>

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務に先立ち外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAミャンマー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上